

第二次世界大戦の間にインドネシア共和国パプア州及び西パプア州において死亡した日本の兵士の遺骨の発掘、収集及び送還に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の協定を改正する議定書

日本国政府及びインドネシア共和国政府は、

二千十九年六月二十五日にジャカルタで署名され、二千二十二年六月二十一日及び二千二十五年六月二十三日に延長された第二次世界大戦の間にインドネシア共和国パプア州及び西パプア州において死亡した日本の兵士の遺骨の発掘、収集及び送還に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の協定（以下「協定」という。）の締結の後に新たな状況が生じたことを考慮し、

協定第十一条の規定に従って協定を改正することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

協定中「及び西パプア州」を、「西パプア州、南パプア州、中部パプア州、山岳パプア州及び南西パプア

州」に改める。

第二条

協定第八条1(a)中「又は西パプア州」を「西パプア州、南パプア州、中部パプア州、山岳パプア州又は南西パプア州」に改める。

第三条

協定第四条4(a)中「インドネシア共和国教育文化省」を「インドネシア共和国文化省」に改める。

第四条

この議定書は、署名の日に効力を生ずるものとし、協定が効力を失う日に効力を失う。この議定書は、協定の不可分の一部を成す。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千二十五年六月二十三日にジャカルタで、ひとしく正文である日本語、インドネシア語及び英語により

本書二通を作成した。解釈に相違があるときは、英語の本文による。

日本国政府のために

インドネシア共和国駐在

日本国特命全権大使 正木 靖

インドネシア共和国政府のために

文化省文化外交・促進・協力総局長

エンダ・T・D・ルトノアストウティ